

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画
配慮市長意見(案)

第2回環境影響評価審査会
事務局資料
令和8年4月20日

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項については、適切に事業計画に反映させてください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- ・近年、マイクロプラスチックの影響が懸念されていることから、先進的な取組の好事例となるよう、排水処理にろ過装置を導入するなどの対応を前向きに検討してください。

| 配慮指針に掲げられている配慮事項 | 選定 | 事業者が配慮書で記載した配慮の内容(概要) | 配慮市長意見(案) |
|--|----|---|--|
| <p>(1)【周辺環境への影響、生物の生息・生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p> | ○ | <p>【周辺環境への影響の低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の東には県立高校が立地することを踏まえ、設備機器は建屋内に配置し、計画地の敷地境界に防音壁を設置する他、必要に応じて設備への防音対策を実施するなど、施設の稼働による影響をできる限り低減するための施設配置等を検討する。 ・施設関連車両の走行ルートについては、計画地の西からのアクセスを基本とする計画とし、県立高校の通学や近隣の生活環境に配慮する。 <p>【生物多様性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の西側から南側の境界部にまとまった緑地を整備することにより、計画地の西に存在する特別緑地保全地区等、周辺との緑地の連続性を確保し、生物多様性に配慮する。 <p>【温室効果ガスの排出抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックなどのごみ焼却量の削減に資するものであり、脱炭素化を目指した取組の強化につながる事業である。 ・設備機器は省エネルギー型機器の採用に努め、従業員の通勤における公共交通機関の利用を促進するといった温室効果ガスの排出削減を実施する計画とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地及びその周辺は、まとまった田園環境が残る里地的な地域であることから、隣接する特別緑地保全地区に加え、広域的なスケールで自然環境を捉えた上で、緑化計画を検討してください。 |
| <p>(2)【環境資源等の現況把握】</p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p> | ○ | <p>【現況把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握を行った。 | なし |
| <p>(3)【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p> | ○ | <p>【工法・工程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、工事中は看板の設置等により市民への情報提供に努める。 ・工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者の安全及び円滑な通行の確保に配慮する。 ・工事用車両の走行について、規制速度の遵守や歩行者・自転車の優先、県立高校の通学時間帯に配慮する等、交通安全の確保を徹底する。 ・敷地の整地のために、計画地の主に南側において約2mの盛土を行う計画であるため、盛土に当たっては関係法令を遵守し、安全な工法を採用する。 | なし |
| <p>(4)【環境形成に関する法令等の遵守】</p> <p>環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p> | ○ | <p>【法令等の遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。 ・地下水の利用に当たっては、地盤沈下の防止を目的として、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水採取量及び地下水位を測定し記録する。 ・「騒音規制法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等を遵守し、周辺環境に配慮する。 <p>【環境負荷低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再商品化工程で使用する洗浄水は、薬品による処理を行い、工場内で再利用する。 ・受入対象のプラスチック資源に悪臭の発生するものが含まれる場合には、優先的に屋内で保管する。 ・排水処理施設から発生する悪臭は、脱臭塔で除去・浄化する。 | なし |

| 配慮指針に掲げられている 配慮事項 | 選定 | 事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要） | 配慮市長意見（案） |
|--|----|---|--|
| (5) 【グリーンインフラの保全と活用】 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。 | ○ | 【グリーンインフラの保全と活用】 ・積極的に緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保やヒートアイランド現象の緩和に寄与するよう努める。 | なし |
| (6) 【緑化等による生物の生息・生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。 | ○ | 【緑化】 ・狭あいな敷地の中で建設するため、既存樹木の残置や移植は難しいが、新たな植栽を行うため、緑化に際しては郷土種中心の多様な植栽に努める。 | なし |
| (7) 【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。 | ○ | 【エネルギー使用の合理化】 ・設備機器は、省エネルギー型機器を採用に努める。 ・LED照明の採用を導入し、環境負荷の低減に取り組む。 【再生可能エネルギーの活用】 ・太陽光発電設備を導入し、環境負荷の低減に取り組む。 | なし |
| (8) 【低炭素電気を選択、グリーン購入】 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。 | ○ | 【低炭素電気を選択】 ・グリーン電力について調達が可能か検討する。 【グリーン購入】 ・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努める。 | なし |
| (9) 【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。 | ○ | 【次世代自動車の導入等】 ・営業用等の社有車には次世代自動車を用いることなどにより二酸化炭素の排出抑制に努める。 【公共交通等の利用促進】 ・従業員の通勤には公共交通の利用を促し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。 | なし |
| (10) 【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制】 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。 | ○ | 【温室効果ガスの抑制】 ・工事において、建設発生土の再利用や低燃費型の建設機械の採用等を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。 ・LED照明や省エネルギー型機器の採用、設備機器の定期的な点検による保守管理により、温室効果ガスの排出抑制に努める。 | なし |
| (11) 【ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。 | ○ | 【ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応】 ・省エネルギー型機器の採用により建築物からの排熱抑制に努めるとともに、計画地の緑化面積の確保、植栽の適切な維持管理を行うことなどによるヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応について検討する。 | なし |
| (12) 【周辺建物との連続性、後背地との調和】 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。 | ○ | 【周辺環境との調和】 ・計画建築物及び防音壁の外観は、特異な色彩は避け、周辺環境との調和を図る。 ・計画建築物の高さは、周辺建物と同程度に抑え、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。 | なし |
| (13) 【火災、爆発等の発生防止】 火災、爆発、有害な物質の漏洩、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。 | ○ | 【火災、爆発等の発生防止】 ・プラスチック資源の再商品化に当たって、消防法の指定可燃物（合成樹脂類）を取り扱うことから、関係法令等を遵守する他、火災、爆発等の発生を防止できる施設の整備に努める。 ・消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。 ・地震等の災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定する。 | ・プラスチック資源を取り扱うことから、火災等の発生を防止するため、適切な安全管理を実施してください。また、計画地周辺の住民や学校等に安全管理についても丁寧に説明するよう努めてください。 |

| 配慮指針に掲げられている 配慮事項 | 選定 | 事業者が配慮書に記載した 配慮の内容（概要） | 配慮市長意見（案） |
|---|----|---|-----------|
| (14)【低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置】 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。 | ○ | 【公害防止】 ・再商品化設備を建屋内に設置することにより、粉じん、騒音等の発生を抑制する。 ・再商品化工程で使用する洗浄水は排水処理設備で適正な処理をした後、一部を公共下水道に放流する。 | なし |
| (15)【ばい煙排出量を極力現状以下】 ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。 | × | 【ばい煙】 ・ばい煙発生施設を設置する事業ではないため選定しない。 | なし |
| (16)【排水汚濁物質排出量を極力現状以下】 排水を排出する施設の新設あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。 | × | 【排水】 ・排水を排出する施設の新設あるいは増設する事業ではないため選定しない。 | なし |
| (17)【最終処分場のレクリエーション施設等の設置】 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。 | × | 【土地利用】 ・最終処分場を設置する事業ではないため選定しない。 | なし |
| (18)【廃棄物の発生抑制等】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。 | ○ | 【廃棄物の発生抑制等】 ・事務所棟から発生する生活系廃棄物の発生抑制に努める。 ・排水処理の過程で発生する汚泥は委託処理し、適切に処分する。 ・建設に伴い発生する廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、資源の循環的な利用促進に努める。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。 ・建設発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する計画とし、残土の発生を抑制する。 | なし |

| | |
|---------------------|----|
| 環境情報提供書の概要 【総数 0 件】 | なし |
|---------------------|----|